

まちづくり基本条例の改正について～今年度の流れ～

1 これまでの経緯について

▽ 今年度、「まちづくり基本条例（平成 28 年 4 月）」施行 5 年を迎えるにあたり、次のとおり条例改正の検討を行ってきました。

5 月	<p>○第 1 回まちづくり基本条例推進委員会【書面開催】</p> <p>▶ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市役所での開催を中止し、資料を送付した上で、意見照会させていただきました。</p> <p><内容></p> <p>① 市民意識調査、職員意識調査、地域・人づくりアンケート結果報告</p> <p>② 条例改正案の提示</p>
～6 月 1 日	<p>○同委員会委員より、11 件の意見が提出</p> <p>【意見内訳】</p> <p>条例改正に関する意見 4 件 条例の運用等に関する意見 7 件</p> <p>⇒7 月 6 日付け書面にて、結果について委員へ報告</p>
7 月	<p>○パブリックコメントを実施し、4 件の意見が提出</p> <p>▶ 委員からいただいた意見を踏まえ、同条例の「第 11 条（職員の役割及び責務）」、「第 24 条（国、県等との連携）」の内容を改正する案で、パブリックコメントを実施しました。</p>
8 月 28 日	○ 第 2 回まちづくり基本条例推進委員会

2 パブリックコメント結果について

▽ 委員からいただいた意見を踏まえ、同条例の「第 11 条（職員の役割及び責務）」、「第 24 条（国、県等との連携）」の内容を改正する案で、パブリックコメントを実施した結果、次のとおり、4 件の意見が提出されています。

- 1 件目＝第 3 条の「定義」について
- 2 件目＝第 9 条の「議会の役割及び責務」について
- 3 件目＝第 10 条の「市長等の役割及び責務」について
- 4 件目＝第 23 条の「危機管理」について

3 今後について

▽ 本日の委員会で出た意見を踏まえ、12 月議会へ条例改正案の上程を行います。

▽ また、次回の委員会（来年度を予定）において、次のことを報告させていただきます。

No.	項目	内容
1	「地域担当職員制度」の効果検証について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年 11 月の委員会で、同制度の効果検証を行う旨のご報告をさせていただきました。 ・ 次の調査を実施しています。 <ol style="list-style-type: none"> ① 本市の「地域担当職員」を対象としたアンケート調査 ② 本市の各「地域」を対象としたアンケート調査 ③ 「地域担当職員制度」導入自治体を対象としたアンケート調査
2	他市町村の市民参画状況調査結果について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年 5 月の委員会（書面開催）で、本市の「市民意識調査」の結果（市民参画・参加に係る厳しい現状）に対し、他市町村の市民参画状況等の調査を行う旨の報告をさせていただきました。